

第12章 更正及び決定

法人税は、所得税、相続税、消費税等と同様に、申告納税制度を採用している。したがって、納税義務者である法人は、事業年度が終了すると自ら決算を行い、その確定した決算に基づいて所得金額及び法人税額等を記載した確定申告書を、事業年度終了の日の翌日から2月以内に税務署長に提出し、法人税額を納付する必要がある（第1章第5節「確定申告」参照）。

申告納税制度は、納税者の自主的な申告と納税を期待している制度である。税法では、この制度を担保する意味から申告書を提出しない場合や申告の内容が誤っている場合には、更正又は決定により、本税の他に、過少申告加算税や重加算税、延滞税等の附帯税を賦課することで課税の公平を図っている。

税務上の処分である更正及び決定に関連した規定については、国税通則法に一般的な事項が定められており、法人税法では、その特則を定めている。

この章では、法人税法に規定する更正及び決定の特則について学習する。

【参考法令・通達番号】

通則24～30

学習のポイント

- 1 いわゆる粉飾決算に基づく過大な申告の減額更正は行うのか
- 2 青色申告書等に係る所得金額等の更正はどのように行うのか
- 3 推計計算による更正や決定ができる法人とは

1 いわゆる粉飾決算に基づく過大な申告の減額更正は行うのか

法人の中には事実を仮装して経理した、いわゆる粉飾決算に基づき所得金額を過大に申告する法人もある。このような過大な申告が行われた場合には、法人がその後の事業年度の確定した決算で、粉飾事項について修正の経理をし、その決算に基づく確定申告書を提出するまでの間は、たとえ税務調査によって過大申告であることが判明しても、税務署長は減額の更正をしないことができる（法129①）。

また、過大申告について、減額の更正をしたことにより還付金が生じても、その還付金のうち粉飾決算に関連する税額は、その金額を直ちに還付せず、その更正の日の属する事業年度開始の前1年以内に開始した事業年度の法人税相当額だけ還付し、残額は、更正の日の属する事業年度以降5年間に納付する法人税額から順次控除することとされている（法70、135①）。

2 青色申告書等に係る所得金額等の更正はどのように行うのか

法人の提出した青色申告書又は連結確定申告書等の所得金額等を更正できるのは、その法人の備付けの帳簿書類を調査し、その調査により所得金額等の計算に誤りがあると認められる場合に限られる。

ただし、提出された申告書とこれに添付された書類に記載された事項によって、所得金額等の計算

が法人税法の規定に従っていないことやその他その計算に誤りがあることが明らかである場合には、その帳簿書類を調査しないで更正することができる(法130①)。

3 推計計算による更正や決定ができる法人とは

白色申告法人や連結法人のなかには、帳簿書類の記載や保存が不備なものがあり、帳簿書類の調査によっては所得金額等を計算できない法人がある。これらの法人については、財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量等の取扱量、従業員数その他事業の規模等、客観的な事実に基づいて、その法人に最も適した合理的な方法により所得金額等を推計して更正又は決定を行うことができる(法131)。